

## 会 議 記 録

会議名称		第 2 回 杉 並 区 環 境 審 議 会
日 時		平成15年10月10日((金)) 10時00分~12時00分
場 所		杉並区役所西棟6階 第5、6会議室
出席者	委 員	丸田会長、山田副会長、原口委員、長津委員、井口委員、 岩橋委員、浅岡委員、秋田委員、山室委員、芳村委員 <span style="float: right;">(10名)</span>
	区 側	環境清掃部長、環境課長、環境清掃部副参事、 都市計画課長、計画担当係長、建築課長、緑化担当課長、みどりの事業係主査、 清掃管理課長
傍聴者数		20名
配布資料	事 前	第1回会議記録 (案) 放射5号線建設事業に係る評価書案審査意見書について 杉並区環境マネジメントシステム実施状況報告書 平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気)(4月~6月分)について 平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(2件)
	当 日	外環道での現地調査(議論のための案) みどりの新聞
会議次第		第2回環境審議会 (1)第1回会議録の確認 (2)一般報告事項 放射5号線建設事業に係る評価書案審査意見書について 杉並区環境マネジメントシステム実施状況報告書について 平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気)(4月~6月分)について 平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(5月・6月分)について (3)一定規模以上の開発等に関する報告について 敷地面積3千㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画(2件) (4)都市高速道路外郭環状線事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について (5)その他 (6)次回日程

1 第2回環境審議会

1) 放射5号線建設事業に係る評価書案審査意見書について

- ・事業が先行している感は否めない。環境評価のあり方が問われるが、今後の事業を見守りながら区として厳しく見ていくことが大事なのでは

2) 杉並区環境マネジメントシステム実施状況報告書について

- ・報告を受けた

3) 平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気)(4月～6月分)について

- ・報告を受けた

4) 平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(5月・6月分)について

- ・報告を受けた

5) 一定規模以上の開発等に関する報告について

- ・報告を受けた

6) 都市高速道路外郭環状線事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について

- ・大深度地下工法は初めてなので、工法そのものに関するアセスのようなものが必要ではないか
- ・工法により地下水脈に影響を与えるということもある
- ・大深度工法について厳密な検証をおこない、地下水が途絶えることのないように配慮していただきたい

7) その他

- ・次回の日程は16年1月29日(木)午後2時から

第2回環境審議会発言要旨 平成15年10月10日(金)	
発言者	発言要旨
環境課長	<p>定刻を過ぎましたので、杉並区環境審議会の開会をお願いしたいと思います。本日は、この時点で10名の委員のご出席をいただいておりますので、環境審議会は有効に成立いたしますことをご報告申し上げます。</p> <p>なお、本日は、花形委員がご欠席、それから佐藤委員、横山委員は少し遅れてお見えになるかと思えます。山室委員は所用のために途中でご退席なさいますのでよろしく願いいたします。また、本日は、16名の傍聴のお申し出がありまして、傍聴人の方がお越しをいただいておりますのでよろしく願いいたします。</p> <p>それでは、開会に先立ちまして、芳村委員に委嘱状をお渡しさせていただきたいと思っておりますので、環境清掃部長から委嘱状を交付させていただきます。芳村委員、その場でお立ちになりましてお受けいただきたいと思えます。</p>
環境清掃部長	<p>よろしく願いいたします。</p>
環境課長	<p>ただいま芳村委員に委嘱状をお渡しいたしました。芳村委員、一言ご挨拶をいただければと思えます。</p>
K委員	<p>杉並環境カウンセラー協議会から派遣されております。現在、宮前5丁目に住んでおります。よろしく願いしたいと思います。</p>
環境課長	<p>ありがとうございました、どうぞよろしく願いいたします。それでは、開会のほうをどうぞよろしく願いいたします。</p>
会長	<p>皆様方、お忙しいところ朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。第2回の杉並区環境審議会をただいまより始めさせていただきます。資料の確認ということで、事前に配付されました資料と、今日机上に配付されました資料、今日の議題に即して、放射5号線の関係、環境マネジメントシステム、ダイオキシン類のこと、中継所の環境モニタリングの関係、外郭環状線事業に係る環境影響評価方法書に対する意見の部分、それから一定規模以上の開発等各種ありますけれども、もし足りない資料がございましたら、事務局のほうに逐次言っていただければよろしいかと思えます。</p> <p>最初に第1回会議記録の確認をさせていただきます。これも事前に配付されておりました。何か修正等ございますでしょうか。よろしいですか。では、会議記録ということで案を取らせていただきます。ありがとうございました。</p> <p>では、議事に入らせていただきます。本日「都市高速道路外郭環状線事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について」というのが議題になっているわけですが、多少時間がかかると思えますので、これをいちばん最後に持っていきまして、できたらこの件について1時間ぐらい議論させていただきたいと思えます。したがって、6番目に書いてあります「一定規模以上の開発等に関する報告について」を先に済ませさせていただきます。では、1から入らせていただきますが、環境課長に係る議題が4番目まであります。「放射5号線建設事業に係る評価書案審査意見書について」「杉並区環境マネジメントシステム実施状況報告書について」「平成15年度ダイオキシン類調査結果(大気)(4月～6月分)について」「平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(5月・6月分)について」と以上4件ございますので、説明のほうは続けてお願いして、皆さん方</p>

環境課長

の審議は1つ1つやらせていただきたいと思います。では、よろしくをお願いします。

いま会長からお話のありました4件について報告をさせていただきます。初めに「放射5号線建設事業に係る評価書案審査意見書について」です。東京都市計画道路放射第5号線の建設事業については、ご案内のように、環境影響評価のプロセスが進んでいるわけですが、評価書案に対して区長から意見を申し述べまして、それに対する見解書が提出されました。その後、8月29日に、「都民の意見を聴く会」が高井戸地域区民センターで開かれまして、15名の公述人の方からそれぞれご意見が述べられました。最終的に、本日報告するように、都知事から評価書案に対する審査意見書が出てまいりましたので報告をいたします。

1枚お開きください。都知事名で区長宛にきている審査意見書の送付文です。

もう1枚お開きください。ご覧いただいているのが評価書案審査意見書です。左側の頁の下のほうですが、「評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる」ということで認定をしております。

なお、いくつか指摘事項がありまして、右頁になりますが、「大気汚染」の評価項目では、大気拡散式を用いての濃度予測をするにあたって、排出煙源の高さを2.5mとしているけれども、一方風速については、高さを1mで補正しているの、同じ条件で予測・評価を行いなさい、という内容です。

「騒音・振動」については、道路供用後の道路交通騒音について、沿道建物の背後地の騒音を明らかにすること。この項については、評価書案に対する区長意見の中でも、交通量の増加等に伴って騒音・振動がかえって悪化するおそれがあると。基本的に追加的な対策をとる必要がある、という意見を申し述べておりますけれども、今ご紹介したような審査意見になっております。

「生物・生態系」については、評価書案の中で、「類似事例として調査した地域」という記述があるわけですが、何を類似点と考えて、その場所を調査したのかということの条件・留意点を示しなさい、という意見になっております。生物・生態系については、評価書案に対する区長意見の中では、特に現状の玉川上水をいかに保全するかということに留意して、例えば樹種にしても、新しく植樹する場合でも、現状玉川上水に生息しているといえますか、植わっている樹種を十分研究して、生態系のうえで大きな変化の起こらないように、という意見を申し述べておりますけれども、ご覧のような審査意見になっております。

「史跡・文化財」の評価項目ですが、この評価項目は、もともとは調査計画書の段階では、評価項目にすらなっておりませんでした。杉並区長から、必ず評価項目とすべきである、という意見で評価項目となったものです。ご覧のように、埋蔵文化財包蔵地が多数周辺で確認されているので、事業区域内でも埋蔵文化財のある可能性が高い。そこで「埋蔵文化財については、工事の施工前に関係機関と協議し、必要に応じた対策を講じる」という記述をしなさい、というのが1点目です。

2点目に、玉川上水はかけがえのない史跡であることから、特に建設作業、それから供用後の自動車走行に伴って発生する振動について法面への影響を明らかにすること。この

項については、杉並区長から評価書案に対する区長意見でも、特に法面の崩落の危険性が高いということで、その対策を講じるように求めたところです。3点目は「文化財の指定がなされたところから、文化庁等と協議し、必要に応じて環境保全のための措置を検討する」旨の記載を加えなさい、という内容になっております。

「廃棄物」については、評価の指標として都自身が持っている指針ですけれども、「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進等の実施に関する指針」を追加して再資源化率等の目標を用いて評価しなさい。これはいわゆる建設リサイクルの問題ですけれども、そういうことに配慮して評価をしなさい、という意見書になっております。

以上ご紹介した5点に留意して、住民が一層理解しやすい内容に改めて評価書を確定しなさい、という意見となっております。放射5号線に係る評価書案審査意見書については以上です。

続きまして、2点目を報告させていただきますが「杉並区環境マネジメントシステム実施状況報告書について」です。本日は、大きなA3のものを2つ折りにした冊子の形をしておりますけれども、この報告書を基に説明させていただきます。平成13年10月12日に杉並区はISO14001の認証を取得しましたけれども、本日報告するのは、その2年目に当たる平成14年度の実績報告です。環境マネジメントシステムは、あらかじめどういふ環境保全をしていくかということ年度ごとに定めておまして、その達成に向けてサイクルを進めているわけですけれども、1頁にありますように、内部環境監査というものを行いまして、全部で184の部署の監査を行いました。

その結果、148の部署で適合しているということです。それから、注意等々がありますけれども、これは不適合でも軽微なもので、実際にはきちんとやっているのだけれども、書類上それがきちんと記載されていなかったというようなものが主でした。環境教育・訓練の項では、一般研修から内部環境監査の実施研修まで5種類の研修についてそれぞれ行っております。自己検査についても、欄に記載のように、それぞれ上半期、下半期に実績の検査を行いまして、14年度の環境目標数63項目に対して100%以上達成したものが50目標、不達成が12、設定なしが1目標です。設定なしというのは、14年度には実施しない事業ということです。環境コミュニケーションの項では、区民の皆さんから15件、内部職員の提案として3件の提案がありました。

1枚お開きください。環境目的・目標が14年度でどのくらい達成されたかということですけれども、いちばん上の表をご覧くださいますと、電気、ガス、水道等のエネルギー、それから用紙使用量、ガソリン使用量等々の面で電気使用量以外は、すべて目標値をかなり大きく上回って達成しております。ただ、電気使用量については、PCを基本的に1人1台で導入した等々のことがありまして、2.7%の削減を行ったわけですけれども、4%という目標値には今回は届かなかったということです。それから、下の表ですけれども、14年度の取組みを二酸化炭素の削減効果で見たときには、全体として平成11年度に比べますと6.8%の減ということになります。そして、削減量としては、872トンのCO<sub>2</sub>を削減したということです。これを金額に換算したものがいちばん下の表ですけれども、11年度に比べて約8,600万円余の削減効果があったと試算しております。これは、11年度

のエネルギー使用レベルでずっと推移していたとしたら、14年度は8,600万円余計にかかったということで、これを削減することができたということです。

次の右頁のほうは、先ほど申し上げた環境目的・目標を個別にその達成状況を表したものです。この中で目標数値に達しなかったものは、例えばみどりの保全の項目で、保護樹木の指定などという項目があります。こういうものは、9割方は達成しているのですが、区民の方を対象にしている事業ということで相手のあることなので、こちらのほうで、例えば保護樹木1,900本を指定したいという目標を立てておりましたが、相手様の都合もあって1,700本余にとどまったというようなことです。

最後の頁をご覧いただきたいと思いますが、全体の達成状況のまとめです。63項目中50項目達成で、達成率は81%ということで、昨年よりも少し良い達成率ですが、不達成のものについては、それぞれ理由を分析しておりますので、引き続き達成に向けて努めてまいりたいと思います。

なお、区民の皆様には、10月中にこの報告書の本編、それから概要版をまとめて区の公式ホームページ等でご覧いただけるようにする予定です。環境マネジメントシステムの実施状況報告については以上です。

続きまして「平成15年度のダイオキシン類調査結果（大気）の4月から6月分について」ご報告申し上げます。資料をご覧いただきたいと思いますが、大気については、毎月ダイオキシン類の調査を行っております。調査日についてはご覧のとおりです。

調査結果ですが、基本的には、7日間連続の試料採取を行って調べておりますが、4・5・6月とも、高いところでも0.085、低いところだと0.041pg-TEQ/m<sup>3</sup>ということで、この値は環境基準の0.6pg-TEQ/m<sup>3</sup>と比べまして十分に低い数字となっております。12年度、13年度辺りでは、調査結果としてはちょっと高くなる傾向がありましたが、その後、焼却炉に対する規制基準がかなり厳しくなっておりますので、そういうこともあるのかな、と考えておりますけれども、環境基準に比べて十分低い値で推移しております。ダイオキシン類調査結果については以上です。

それから、私の報告の最後として「杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書（5月・6月分）について」ご報告申し上げます。資料は冊子の形になっておりますので、表紙1枚をお開きいただきたいと思いますが、最初の頁に表が載っておりますが、昨年までと調査方法を少し変えました。13年度、14年度と2年連続で年4回の調査を行ったわけですが、今年度については、VOC（揮発性有機化合物）について7回調査を試みる。これは、揮発性有機化合物の動向について、調査頻度を高めて挙動について少し調べていきたいということです。

時間の関係で11頁をお開きいただきたいと思いますが、これがまとめですが、5月分については、先ほど申し上げた揮発性有機化合物の調査ですが、14年度に4回モニタリング調査を実施したわけですが、その間の4回を通じていちばん高かった濃度、いちばん低かった濃度を14年度の濃度範囲としますと、この範囲をわずかも超えた物質が6物質ありました。それはベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、アクリロニトリル、1,2-ジクロロエタン、トルエンです。このうち環境基準のある物質については、排気塔から出るベンゼンだけは、1次的に環境基準値を超えていた。ただ、

	<p>実際には、排出口で採っておりますので、直ちに環境基準をそこで適用するかという問題と環境基準と比較するのは、年平均値ということになりますので、今後の推移を見なければ分かりません。ただ、この調査会では、ベンゼンについては、環境基準値を超えていたということです。それから、前回の平成 14 年度の第 4 回でジクロロメタンが高い濃度でありましたけれども、今回は排気、換気とも低い濃度になっております。規制基準のある物質については、すべて基準値未満の濃度でした。</p> <p>6 月分にまいります。6 月分というのは、昨年までのモニタリング調査と同じ項目について調査をするものですが、まず排気・大気関係で排気塔・換気塔の部分では、14 年度の濃度範囲をわずかでも超えた物質が 9 物質ありました。記載のとおりです。このうち排気塔のベンゼンとテトラクロロエチレンについては、一時的に環境基準値を超えております。ただ、中継所から 200m 離れた 4 地点では、排気塔・換気塔において 14 年度の濃度範囲を超えた 9 物質については、14 年度の濃度範囲と同程度かそれ以下となっております。環境基準のあるベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンについては、すべて基準値未満でした。また、この時点では前回になりますが、14 年度の最後の回に高濃度であったジクロロメタンについては、低い濃度となっております。規制基準のある物質については基準値以下です。周辺 4 地点については、今ちょっと紹介しましたが、アセトニトリルとパラジクロロベンゼンがやや高い濃度となっておりますが、それ以外は、環境基準値のあるものはすべて基準値未満でした。</p> <p>次の頁をご覧くださいと思います。排気・大気関係のダイオキシン類濃度ですが、これは排気塔・換気塔でのダイオキシン類濃度ですが、環境基準値と比較して十分低い濃度となっております。これは、同時期に調査した先ほど紹介したダイオキシン類調査の結果と比べても同程度、ないしは少し低いぐらいの数値です。その数値は 8 頁にありますので、後ほどご覧いただければと思います。</p> <p>排水関係については、14 年度とそのレンジの中に大体収まっていた。濃度範囲であったということで、14 年度の最終回に微量検出されておりましたシアンについては、今回は検出されませんでした。それから、地下汚水槽と公共下水道での空気の調査については、これも 14 年度の濃度範囲に収まっております。詳しい数字については、資料編も付けてありますので、後ほどお目通しをいただければと思います。私からは以上です。</p> <p>ありがとうございます。ただいまのご説明を含めてご質問等をお受けしたいと思います。まず第 1 に「放射 5 号線建設事業に係る評価書案審査意見書について」ということでご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。</p> <p>先ほどの説明で 8 月 29 日に「都民の意見を聴く会」というのが開催されたということなのですが、そこでの都民の意見の概要とそれが意見書にどう活かされているかということをお教えしてもらえればありがたいのですが。</p> <p>8 月 29 日に高井戸地域区民センターで「都民の意見を聴く会」が行われたわけですが、全部で 15 名の方から意見の公述がありました。それぞれ基本的には環境保全、特に玉川上水の環境をいかに保全するかという観点からのご意見で、それぞれ意見の内容については多彩なわけですが、しかし、基本的には、環境保全のために現在の都市計画道路の路線の変更等ができないか、という意見もありましたし、玉川上水がいかに貴重なもの</p>
会長	
B 委員	
環境課長	

B 委員	<p>か、というようなご意見から一層の環境に配慮した建設ということをお求めになるような意見があった。いずれにしても、15 名全員の方が環境保全ということでは一致した意見を述べられたということです。</p> <p>私も今までずっと放射5号線にかかわってきたのですが、ここでおおむね東京都環境影響評価技術指針に従って行われたものであると認められると。確かにそうなのでしょうけれども、前回も写真を載せてやりましたけれども、実際に現存する植物が記載されてなかったとかいう現状もあるわけです。そういう点では、本当にそうかな、という面と、もう一つは文化財・史跡になったということを受けて、文化財・史跡というのは、本体そのものの保存ももちろんだけれども、その周囲に関しても規定されていると思っています。そういう点でこの意見書に対しては疑義を感じざるをえないな、と思っています。</p>
会長	<p>ほかにございますでしょうか。</p>
L 委員	<p>先ほどの課長のご説明で、区長意見を出した結果としてそれなりに考慮された審査意見書である、というようなご説明だったので、非常に好意的に一生懸命読んでそう読めなくはないのかもしれないけれども、とても分かりにくい内容であると思いました。今の段階ではそういう感想しか言えません。この意見書の後は、このまま杉並区としては何もできないのでしょうか。</p>
会長 環境課長	<p>この後のスケジュールを含めてお願いします。</p> <p>環境影響評価のプロセスとしては、この後、事後調査の計画書案というものの策定に入る形になります。つまり、環境影響評価としては、評価書案が、今日紹介した評価書案審査意見書を基に評価書として確定されていくと。その後には、着工後の事後評価の調査計画書というものが策定されるというのが環境影響評価のプロセスとしては進んでいくという形になります。ただ、今回、都条例の環境影響評価ですので、そこに定められた区長意見の機会としては、この評価書案に対する区長意見で最後ということになります。あくまでもアセスメントで定められた意見を申し述べる機会としてはそうなのですが、全体として今後、環境保全の見地からさらに意見がある場合には、もちろんアセスメントのプロセスとは別に区長のほうから意見を述べることはあり得ます。</p>
都市計画課長	<p>都市計画の手続きが並行して進められておまして、今年の3月に東京都知事から区長宛に放射5号線の関連の都市計画の変更案について区長意見を求められています。そこで、10月14日に開催されます都市計画審議会に、関連する議案として3本ありますが、都市計画道路の変更案、都市計画公園の変更案、そして都市計画緑地の変更案について都市計画審議会に、区長のほうから諮問するという予定になっております。予定では、年内に都市計画審議会の中で審議を経たうえで、区長に対して答申をしていただきまして、来年1月の半ばごろまでに、区長が都知事宛に、今回の都市計画変更案について意見を申し述べるということになっております。</p>
会長	<p>よろしいですか。</p>
A 委員	<p>都市計画もアセスメントも、一応手続としてはそれで終わるのですが、実際の工事の段階で現実に即しているいろいろな問題が起こってくると思いますので、それは地域住民の意見とか、そういうのを尊重してやっていただくように、工事のところでも話し合ってくださいよりしようがないのですが、是非区のほうも応援してやっていただけたほうが、よ</p>

<p>会長 N委員</p>	<p>り良いものになるだろうと思いますのでお願いとして申し上げておきます。 ほかにございますか。 先般8日に杉並の連合町会の常任理事会がありまして、そのときに、会長さんである本橋さんは善福寺にお住まいになっている方でして、住民には納得できるような説明がまだなされてないのではないかと。ある一部はありますけれども、全般的には、どういう方法で、あそこにインターが出来るかという詳しい説明はされてないのではないかと。町会長さんですから、住民と密接なる連携があるわけですが、そういうことを言っていました。工事の場合に環境をあまり破壊しないような工事方法、または完成した暁にも、ということになっておりまして、私も井荻トンネルのそばに住んでいたのですが、説明のときは、夜間工事はしないと、騒音はないとか、粉じんはないとかと言ったけれども、実際には、夜中中やるとか、また騒音がひどいと。夜の9時とか10時ごろまでは我慢できるのですが、夜中にやられると寝不足だと。商店の方は商売にも差し支える。粉じんがないといっても、相当ほこりが立って商品にもほこりがかぶる。そういうことも認識しておりますけれども、特に善福寺のインターのことについては、連合町会長の本橋さんも、まだ十分な説明もされてないというか、認識してないと。特に住民の方は、それだけの説明はまだ受けてないと。あそこにインターが出来るとかどういことが出来るということは、みんな大体認識していると思いますけれども、100%反対ではないけれども、大泉のほうは大体出来上がっているから、あそこでストップというわけにはいきませんから、やはり地域住民の人が、納得いくような説明と納得いくような工事をしていただきたい。今日、私がここに出るのを知っていましたから、私からもそれを述べてもらいたいということでございます。</p>
<p>会長</p>	<p>また後ほどそのご意見を承りたいと思います。議題としてありますから、よろしく願いします。</p>
<p>B委員</p>	<p>これについての最後の一言なのですが、都市計画審議会に係ることでもあるのですが、東京都は財政見直しということで、非常に厳しいものが出されようとしております。そういう中で道路工事についても同じではないかと考えます。そういう点では、今度の玉川上水における周囲を守る、また環境を守るという立場から環境評価のあり方が問われるのですが、工事そのものも影響評価の上で立って見直しが行われるべきではないかな、ということ意見を述べさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>いろいろの角度から、ご意見も含めていただきましてありがとうございました。さまざまなご意見を頂戴しましたように、環境審議会のほうで、一生懸命検討してこういうような結果になったのでしょうけれども、事業が先に行っているような感はどうしてもぬぐえないというか、日本的な環境アセスメントだというように思われるわけです。今後どうしたらいいのかということで、A副会長、B委員からお話がありましたけれども、今後、事業を見守りながら、こういった視点も含めて監視していくというか、モニタリングしていくと。区として厳しく見ていくということが大事なと。それで、意見も同時に述べさせていただきますという方向になっていくと思います。 時間の関係で次に進めさせていただきます。2番目の議題で、ISO14001の実施についての件ですが、ご質問等ございましたらお願いいたします。</p>

B委員	<p>2頁のエネルギーの取組結果について、14年度は11年度比で4%削減だけれども、電気について2.7%で不達成だと。ところが、下のほうで二酸化炭素だとかいう経費削減の面では、電気についても5.6%、また経費についても何パーセントか分かりませんが、使用量について5.6%削減と記載されているわけです。そういう点では、頭の11年度比で2.7%削減しかできなくて不達成というのがよく分からないのですが、それはいかがですか。</p>
環境課長	<p>電気使用量については、上の表と下の表と確かに削減率のところは違っているのですが、下の表の場合には、金銭的效果を算定するというので、それ用の使用量といいますが、削減額を算定するための量で考えております。いちばん上の表は、実質の削減割合ということになっていますので、実は、若干違っております。</p> <p>付け加えますと、実際には、いちばん上の表で細かい字で注記をしていますけれども、例えばガソリン使用量の削減については、目標値4%削減に対して21.3%の削減で達成という形になっておりますけれども、実際には、例えば高齢者在宅センターの通所バスのように、車の運行それ自体がイコール区民サービスであるというようなものについては、区民サービスを充実させると、当然使用量が増えてしまうというものがあります。これは省エネルギーの取組みとは別に、その分については除外をしておりますので、上の表と下の表は、完全にしっかりしているわけではありません。</p>
B委員	<p>そうではなくて、電気の使用量の数値がちょっと違うのではないかな、ということでお聞きしたのです。</p>
環境課長	<p>2.7%と5.6%ということですね。</p>
B委員	<p>そうです。11年度使用量と14年の使用量が出されていて、削減率が出されているわけでしょう。それで、いちばん上の表の電気使用量の削減という面ではちょっと納得いかないな、という数字なものですからお聞きしたのです。</p>
環境課長	<p>実は、削減効果のうち上の2.7%というのは、13年度は区の施設だったものが民間委託等で14年度に外に出た施設があります。そういうものについては、職員の取組みで減ったわけではないわけです。たまたま運営形態が変わったことで、その施設が区のISOのシステムから外に出たということで減ったということで、こちらの2.7%のほうは、純粹に職員の取組みで減ったほうなのです。下のほうに5.6%とありますのは、これは単純な14年度の使用量との違いでして、そういう外に出た施設の削減量も含んでおります。その関係で下の表のほうは削減率が大きくなっているのですけれども、上のほうはあくまでも職員の取組みでどれだけ減ったかということで2.7%とさせていただいているものです。</p>
会長	<p>ほかにございますか。</p>
G委員	<p>難しくよく分からないのですけれども、右側の3頁目の表ですけれども、保護樹林・樹木の指定のところは、これは相手あっての話なので、ということだったと思います。それで、もともと相手あっての話で一応目標値を決めているのだと思うのです。それで、区民にどれだけ環境を配慮してもらおうかという働きかけというか、こういう指定の制度があるとか、そういうことをもっとPRするというか、そういう努力もこの数値目標の中に入っているのかな、と思っていたものですから、相手あってだからしょうがないのだと</p>

環境課長	<p>ということではないのではないかと。そう言い出してしまったら目標値というのは何も意味がないではないか、と思ったもので感想を述べさせてもらいました。</p> <p>それと評価のところとか がありすが、その説明を伺わなかったように思うのですが、伺えたらと思います。</p> <p>今日は、外環道の論議に少し時間を取っていただきたいと思ひまして省かせていただいたところがありますので、それについてはお許しをいただきたいと思ひます。周知を一生懸命して目標を達成すべきだというのは、全くそのとおりなので、いくら相手のあることといつても、例えば1,900本という保護樹木の目標を立てた場合には、これを達成してはじめて達成になるわけです。ただ、実際には、同じような項目ですけれども、その下にありますように保護樹林、あるいは生け垣、貴重木等々の指定についても、貴重木については達成しているわけなのですが、予算規模、あるいは実施計画等で目標数値が定められているもので、当然その達成を目指して最大限努力しなければいけないのですが、これは不達成という評価があるように、達成を目指してまた翌年頑張っていくということで、相手があるから不達成でもしょうがないのだとは考えておりません。おっしゃるとおり目標というのは、いろいろなPRをしたり、いろいろな働きかけをして達成していくべきものなのですが、単純に区役所の中で一生懸命努力すれば何とかクリアできるという目標とはちょっと違う。</p> <p>それから、 の目標数値に達しなかったもので、目標設定取組みのあり方を含めて検討を要するというのは、この中では、低公害車の割合については、評価のところ で なされているのですが、低公害車の定義というのは、そのときのさまざまな排ガス規制によって変わってきます。何年か前に買って、その時点では低公害車であったのだけれども、その後基準が変わって低公害車の範疇から出てしまうということがあるのです。そういうことでどういう取組みをしていくか。例えば、昨年度、低公害車の割合というのは50%は達成していたと思うのですが、そういう関係で低公害車は買い増しをしておりますけれども、割合としては下がってしまったということがありまして、その時点の低公害車の定義で考えれば今回ご報告したとおりなのですが、その辺り検討が必要かな、ということでは の表示がしてあります。</p>
緑化担当課長	<p>保護樹木の指定に関しては、所有者の方の同意を得まして、それで指定するような制度でございます。年間に大体20数件の同意を得て指定しておりますが、一方でどうしても特別な事情が発生しまして、相続、売却、あるいは自宅の建替えに伴う、やむを得ない事情によって解除するというようなこともありまして、同意をいただいて指定する一方、解除するようなことも発生しておりまして、なかなか目標に達しないところがあります。</p>
会長	<p>ISOの実施状況報告書というのは、また来年度版が出ますね。それで、単年でまた目標値を設定して、同じような評価をこういうふうの下していくわけですね。</p>
環境課長 会長	<p>はい。現在のところ、平成17年度までは、年度別の目標があります。</p> <p>これは、どっちかというと自己点検というか、内部評価ですね。だから、甘く設定すればすぐクリアする。ISOというのはそういうものです。いかようにもなるといった言葉は悪いですが、でも、こういったことで意識改革を図っていくというのが当初の目的にありますから、これはこれで良い成果だと思います。</p>

	<p>3番目に、平成15年度ダイオキシン類調査結果について、ということでご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいですか。ここに結果が出ていますからよろしいようですね。</p>
B委員	<p>4番目に、平成15年度杉並中継所に関する環境モニタリング調査結果報告書(5月6月分)については、いかがですか。</p>
環境課長	<p>1つは、先ほど報告いただいたのですけれども、ベンゼンなんか、3頁からいきますと、これまでの14年度を大きく上回る数値が出ているということで、こういうところの原因というのは追及されているのでしょうか。</p>
	<p>これまで、これからもそうですけれども、中継所の安全操業を確認するという意味合いで、モニタリング調査をきちんと続けていくということ自体に、意義があると考えております。高い数値といっても、高を括るわけではないのですけれども、いわゆる施設からの規制基準と比べるべきかという議論はありますが、それから比べればオーダーがいくつも違う微量なものです。ただ、一時的にせよ環境基準値を超えたりするという状況がどうして起こるかということについては、ある程度解明していかなくてはいけないのですけれども、例えばこれまでの経験ですと、トルエンのような物質が非常に高く出るときがありました。こういうものについては、私どもは、どう考えても中継所の中でトルエンでなかったものから、トルエンが生成されたとは考えておりません。多分いろいろなゴミの組成の中で、そういうものが含まれていたということも考えなくてはいけない。そこで、昨年度辺りからそういう萌芽はありましたけれども、ゴミの組成調査等と組み合わせて、どういう組成のときに中継所からどういう物質が出てくるかということは1歩進めてみたいと考えております。</p>
B委員	<p>私も、組成調査と実際のモニタリングとを一緒にやるというのを、いま提案させてもらおうかな、と思っていたのですけれども、是非これは早急な形で実施していただいて、例えばどの地域から出たゴミからこういう有害物質が発生するよ、というのが分かればもっと分類したゴミの出し方なんか、できる方向につながっていくのではないかと思います。これは意見として出させてください。</p>
会長	<p>どうもありがとうございました。次に「一定規模以上の開発等に関する報告について」ということで2件ありますけれども、緑化担当課長からよろしくお願いします。</p>
緑化担当課長	<p>それでは、緑化担当から、敷地面積3,000㎡以上の建築物の建設に伴う緑化計画、について報告します。今回は2件です。まず1番目が、ナフスポーツ・オオゼキ共同駐車場設置工事です。場所は、高井戸西二丁目3番です。裏面に案内図があります。右手のほうには緑化計画図があります。</p> <p>これについて、前回の環境審議会の中で環境課長から報告がありましたナフスポーツ・オオゼキ共同駐車場に係る指定作業場の届出がありました。この際に、これに伴う緑化計画書はどうなっていますか、というお尋ねがありましたので、私のほうでその後ちょっと調べてみました。そうしたところ、駐車場の隣に天然温泉ということで、そういった施設が出来ておりますけれども、そちらのほうの緑化計画書は、平成13年4月に出していただいております。それをもって事業者の方が、緑化計画に関する協議は終わったな、とお考えだったそうです。それで、改めて駐車場のほうの緑化計画をお願いしました。それ</p>

	<p>で、資料の下のほうに処理経過がありますが、緑化計画の受理を平成 15 年 9 月 10 日にいたしました。実は、その前に緑化工事の完了がありましたので、6 月 1 日の工事完了ということになっております。</p> <p>それでは、改めて報告します。ナフスポーツ・オオゼキ共同駐車場設置工事。所在地は、先ほど申しました杉並区高井戸西二丁目 3 番。敷地面積が 4,781.22 m<sup>2</sup>。それで、駐車場のみの設置の場合の緑化基準ですけれども、出入口を除く接道部とか外周部の緑化を行うようにお願いしています。それで、計画していただいた緑地面積が 612.4 m<sup>2</sup>、接道部の緑化が 32.6m。その中で植えていただいた樹木本数が高木 19 本、中木 78 本、低木 50 本です。</p> <p>それで、裏面の緑化計画図を見ていただければ分かると思うのですが、周辺部は緑化していただきました。中央部についても既存樹木等を活かしたような造りになっておりまして、駐車場としては比較的緑が多いほうかなという状況です。大木と言いますか歴史を感じさせるような大きな樹木もたくさん残していただいている状況です。</p> <p>2 番目、(仮称)笹塚計画。所在地、杉並区方南一丁目 41 番、元東京電力の方南寮があった場所です。敷地面積 3,141.94 m<sup>2</sup>、建築面積 1,860.0 m<sup>2</sup>。緑化計画をお願いする基準緑地面積ですが、329.90 m<sup>2</sup>です。これに対して 564.83 m<sup>2</sup>の緑地を確保していただくようになっています。</p> <p>接道部緑化ですが、基準が 82.16m、これに対して 93.82mの接道緑化をお願いしています。この中で植えていただく樹木は高木が 16 本のところを 27 本、中木が 110 本のところを 116 本、低木 330 本のところを 332 本植えていただく計画になっています。これについては以上です。</p> <p>会長 K 委員 緑化担当課長 K 委員 緑化担当課長 K 委員 緑化担当課長 B 委員</p> <p>ただいまの件につきまして、ご質問等をお願いいたします。</p> <p>ナフスポーツ・オオゼキの計画ですが、案内図の東急ストアというのがオオゼキなのですか。</p> <p>東急ストアがオオゼキのようです。</p> <p>したがってこの東急ストアは直さないといけませんね。</p> <p>届出がナフスポーツ・オオゼキとなっていますが、案内図ですね。</p> <p>そうしないと、そこのお客さんのための駐車場というわけですから、これはオオゼキに直す。スポーツとありますが、実際は環 8 を隔てたナフスポーツではなしに、オオゼキの裏にある天然温泉の客のためのということですね。</p> <p>そういうことです。</p> <p>ナフスポーツ・オオゼキ駐車場ということですが、前回のこの委員会において、会長からも提案がありましたが、駐車場が非常に広範囲になっていて、ブロックの間に草地、雑草を植える形の緑化もあるのではないかと、という提案があったかと思うのです。そういう面で、区としても、これからの駐車場のあり方については、もっと指導をしてもらうとか協力を願うとかいうことで、少しでも緑地に協力をしてもらうことが必要かなと思います。特にナフスポーツと方南一丁目の笹塚計画の中には、樹木本数なども面積からいくと、ちょっと違うかなという気もするのです。そういった面での協力をお願いいたします。</p>
--	---

<p>緑化担当課長 会長</p>	<p>はい。</p> <p>この間も言いましたが、ヒートアイランド現象の緩和というか対策を、これから真剣にやる時代に入ってくるわけです。建物を建てる容積を今までより増して緑化するとか、国としての方針も何か矛盾したことをやっているようなこともあるのです。国土交通省にも言っているのですが、緑化をしたら2階くらい増させるとか、それは矛盾しているというのです。それでまたヒートアイランドを増させているわけです。だからいろいろな舗装の関係、建物の関係、クーラー等の熱の排出とか、かなりコントロールされた世の中にしないと、世界の都市との比較で日本だけがどんどんヒートアイランドを増していく。</p> <p>地球環境の問題がありますが、それ以前からヒートアイランドとの研究をしていたのです。日本が世界の都市と比べて4倍ほどのスピードで上がっているのです、なんとかしなければいけない。それで政府間の連絡会議も設けて、来年の3月ごろヒートアイランド対策要綱が環境省、国土交通省、文部科学省も今まで無関心だったのをに入れて、という感じになってきて、今年から入らされて、総合的に検討する時代に入ってきています。</p>
<p>緑化担当課長</p>	<p>せっかくのチャンスですから、こういう場を通してお願いするとか、あるいは条例を作るとかして規制をしていかなければいけないと思います。</p> <p>いま会長からヒートアイランドの話をしていただきましたが、区でも昨年度の10月から、屋上・壁面緑化助成制度も作って、屋上緑化等も積極的に進めていく施策をいま始めている状況なので、屋上緑化、壁面緑化など、ヒートアイランド対策に有効であるといった考え方から、緑化基準にも取り入れていくことも、今後考えていきたいと思っています。</p>
<p>N委員</p>	<p>マンションを建築するとか、駐車場を整備するとか。そこに緑化をするのは誠に結構なのですが、木が植わっている所は全て固定資産税が宅地並課税なのです。駐車場でも木を植えれば1台、2台は駐車スペースが少なくなるから、収入が少ないということです。マンションでも1部屋でも多く収入を得たいのがオーナーの気持だと思います。ですから木が植わっている所に対して生産緑地では百何十分の1の税金です。</p> <p>この前も私申し上げましたが、それをしなければいつまで経っても木は増えません。昔からある木は下から見れば腕ぐらいの太さだと思いますが、切って落として見ると腿よりもっと太い。相当大きな大木は、小さい植木の数百倍ぐらいの緑がある。</p> <p>中瀬中学の少し東側に田中酒店がありまして、そこにいまマンションを建設中です。ドラム缶ぐらい太いサクラの木を2本倒しました。うちにも大きなケヤキが20本近くあります。それは全部宅地並み課税で、ものすごい税金を取られます。ですから、どうしても木を切って、そこへマンションを建てるなり、駐車場を作るなりになってしまうわけです。ですから、税法上の措置というか、宅地並み課税だと、これからどんどん大木はなくなります。そこのところを考えないで、ただ、木を植える、木を植える、木を大切にしろでは無理です。生産緑地といったら税金は百何十分の1です。税金を安くするために植木を植えているのです。大木には宅地並課税といって、ものすごい税金がかかるわけです。</p> <p>この間も、区長さんが私どものほうに来られたときに、直接話したことがあります。固定資産税という都税だと思っけれども、その55%は杉並区に戻ってくると言われていました。それだけ大事な木であつたら、木の植わっている面積は減税とか、免税をすべきではないですか。これから木はどんどん切ってしましますよ。特に相続が始まると、木</p>

	<p>が植わっている所では財産税とかいうものを取りませんから、平地にしませんと。</p> <p>植える木は小さいものでしょう。杉並区でも、まだまだ相当な大木は残っているわけですが、あと30年、40年経ったら、ほとんどなくなります。そういうことを考えていただきたい。みどりを増やすというのは誠にいいことで、人間の健康には必要なものですが、それを置くのには非常に高額な税金を払う、そこをよよくお考えください。木1本植えるのは簡単かもしれませんが、大きな木を大事にしてもらいたい。言うだけでは駄目なので行政が実行してください。</p> <p>個人的なお願いではなく、地主の1人としては、朝起きればまた税金を取られるということです。第1回目は少し早く帰りましたが、下井草の連合町会は11町会あります。私と同じ名字が5人います。もう1人は大沢と言いますが、みんな地主で相当な木を持っています。「今日、こういうことを言った」と言ったら、「それはいいことを言ってくれた」と、みんな喜んでいます。</p> <p>どうもありがとうございました。また別の機会に「みどりの保全」ということで、皆さんも机の上だけではなくて、大きな木のある家に行って話を聞いてください、実際に回ってください。</p> <p>いまの駐車場のことなのですが、「駐車場のみ設置の場合は生け垣等により接道部及び外周部の緑化を行うこととしています」とありますが、いきなり規制の基準を作るのは難しいかもしれませんが、駐車場の緑化のモデルみたいなものを、いくつかこういう技術もあるということ、区から紹介するような事業もこれからやっていくといいと思います。引き続き検討をしてみたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。まだおありかと思いますが、時間の関係で先に進ませていただきます。5番目の「都市高速道路外郭環状線事業に係る環境影響評価方法書に対する意見について」、環境課長からお願いします。</p> <p>前回の審議会で、外環道にかかる環境影響評価方法書については、報告させていただきました。その後、今日の審議会に向かひまして、それぞれ各委員からご意見をまとめていただいたところです。若干資料の説明をいたしますと、先に送付しました環境影響評価方法書に関する意見ですが、1つは都知事から区長宛に送付されました方法書に対して、「東京都に寄せられた935件の意見の概要」ということで送付しました。これについてはお目通しのことと思います。</p> <p>第1番の大気質から21のその他まで、21項目について、それぞれ都民等の方からのご意見の概要です。同時に参考までに送付しましたが、この概要については、かなり要約された形なので、区民の方から是非、環境審議会の委員の皆様、東京都に寄せた意見そのものを読んでほしいという申し入れがあって、何通かお預かりして同封をいたしました。それについてはお目通しいただいたと思います。今日は環境審議会なので、独立の立場からご意見をいただければと存じます。そういう申し出は環境審議会の制度の中ではありませんが、区の環境審議会に対して、区民の方が是非読んでほしいという申し出でしたので、送付したものです。</p> <p>送付されたものの3番目ですが、都知事から杉並区長宛に、この外郭環状線事業にかかる方法書に対して、意見紹介があり、10月30日までに都知事宛に区長の意見を提出する</p>
<p>会長 N委員</p>	
<p>L委員</p>	
<p>緑化担当課長 会長</p>	
<p>環境課長</p>	

ことになっています。今日の審議会はその前提として、環境審議会のご意見を粗々まとめていただいて、それを区長に環境審議会の意見として伝えていただきます。それを尊重して「区長意見」を最終的にまとめていきたいと思っていますので、その過程です。

今日席上に配付した資料の1つ、A3、横長の資料を折り込んだ冊子があります。これについては、過日外環道のPI協議会が再開された折りに提出された資料です。この中身は1番目に外環道での現地調査、議論のための案となっています。したがって、ここに書かれていることは、これで決まったということではありませんが、本来7月に環境影響評価の方法書が出たときには、例えばどこにインターチェンジを作る予定なのか、どこに排気筒を作る予定なのかは、一切明らかになっていません。

方法書なので明らかになっていなければ、方法書としての要件を満たしていないということではないのですが、私どもは方法書の段階でも建設計画について、分かっていることはできるだけ詳しく、併せて提供したほうが良いとは考えていました。今日の資料はどこで調査をするか、現地調査の概要についてです。

「大気質、強風による風害」項では、ご覧のような調査をしていきます。裏面では環境現地調査の候補地点ということで、右半分の頁の中段に「青梅街道」が縦に通っています。それを上からたどっていくと、区立桃井第四学校と区立荻窪中学校という表示がでされています。これがこの案として出てきた大気質、気象、粉じん等の調査場所です。

その下の白い部分を見ますと、東名の周辺、中央道の周辺、青梅街道の周辺、関越道の周辺と、大きく4つのエリアに分けられています。このうちの東名、中央道、関越道については、高速自動車道同士のジャンクションが予定されている所です。青梅街道だけがそれとは性格を異にしています。ただ、これまでの国との説明の中では、インターチェンジについては、ジャンクションと一体的に整備できる所は一体的に整備する、という説明をしているので、例えば世田谷通り、あるいは甲州街道、東八道路、目白通りといった所のインターチェンジが仮に設置されるにしても、ジャンクションのエリアの中に含まれているという考え方をとっていると思われる。

次は「騒音、振動」ですが、裏面の同じような場所に、善福寺4丁目、善福寺3丁目、上井草4丁目という表示があります。これが案として出てきた騒音、振動、低周波音の調査場所の案です。

次は「地形及び地質、地盤」です。杉並区関連では、善福寺公園（上、下両方）、桃井第四小学校、井荻公園、三谷公園が調査場所の案として出てきています。

次の右側の大きな頁ですが、これについては深さ60～75m程度の地下水、いわゆる深層の部分ですが、これの水位の調査で、善福寺公園、桃井第四学校が調査場所として表示されています。

「地形及び地質、湧水、既存井戸及び野川の流量調査」です。ここではエリアで示されていますが、東京都の環境影響評価技術指針を参考に、計画路線からだと思いますが、片側約500mの範囲で調査をするという考え方が示されています。

「動物、植物、生態系」です。杉並区では善福寺池の周辺、善福寺公園フィールドということで、比較的豊かな自然が残っている特徴とともに、調査場所として案が示されています。

<p>会長</p>	<p>次は「景観」ですが、これについては、善福寺池、善福寺風致地区を中心とした所が、景観としての調査範囲として示されています。</p> <p>「史跡・文化財」これも善福寺公園周辺を調査範囲として示しています。「人と自然との触れ合いの活動の場」ということでも、善福寺公園の周辺が調査範囲となっています。</p> <p>最後に「その他の環境要素」ということで、電波障害等の例について触れています。ここでは日照障害と電波障害の調査を実施したいという考えが示されています。必ずしもこれが一緒になっていなければ、方法書の要件を満たしていないわけではありませんが、どう方法で調査、評価をしていくかという問題と、どこを調査するかという問題は、かなり関連性のある問題なので、方法書とほぼ一体的に考えていかなければいけないかとは考えています。</p> <p>これは正式の資料というわけではありませんが、前回の審議会以降、この外環道に関して、それぞれお願いをしてご意見を寄せていただきました。そのご意見について項目別に整理したメモですが、外環道にかかる環境影響評価方法書に対する意見ということで、各委員からいただきましたご意見を評価項目別に整理をして、今日の審議の参考にさせていただければと思います。私からは以上です。</p> <p>区との関係でのスケジュールで、例えば審議会が区に対して意見を申し上げる機関とかで、何か皆様方にお伝えすることがありますか。</p>
<p>環境課長</p>	<p>これまでの条例アセスの時でも同様ですが、本日ご論議をいただきまして、粗々の審議会の意見として、ある程度まとめていただければ、その後は会長と事務局とできちんとした成文にして、区長に提出させていただきたいと思います。その前に日程的に少し押すかもしれませんが、一応、会長のご指導により事務局で、区長に対して提出する「審議会の意見書」の案をとりまとめた段階で、委員の皆様へ送付いたしますので、それについてご意見をいただいて、最終的に確定の形にさせていただきたいと思います。区長意見の提出期限が今月いっぱいなので、今日ご意見を粗々まとめていただいて、来週辺りには環境審議会の意見書としてとりまとめて送付しますので、ご確認をいただき、ご意見をいただきたいと存じます。遅くともその次の週辺りには区長に、環境審議会の意見としてお伝えをしたいと考えています。</p>
<p>会長</p>	<p>ことが大きなことですので、事前に事務局と私とでスケジュールを中心に打ち合わせさせていただき、環境課長から話されましたような形で、今後進めさせていただきたいと思います。したがって、今日は新たにP I協議会の資料が出てきて、以前からありました資料よりも、より詳細に調査地点とか、調査項目とかを含めて提示されてきたわけです。皆様方に先月いっぱいでご意見を頂戴したわけですが、それもメモ的にまとめていただきました。これプラスということでも意見をお持ちだと思いますが、今日中にその辺をいただきまして、今後、事務局と私とで相談をして、試案を作って各委員に送付し、再度まとめて区長に出させていただきたいと思っています。ご質問、ご意見をお願いいたします。</p>
<p>N委員 都市計画課長</p>	<p>善福寺辺りのインター等の説明会は、もう何回ぐらいやられたのですか。</p> <p>インターの説明会という形ではやっていません。インターを作るかどうかは決まった話ではありません。したがってこれまでにやった説明会は、国と都が主催をして、外環道の</p>

N委員	<p>計画についての説明会を、これまで何度か地元でやっています。杉並区が説明会ではありませんが、外環道のインターチェンジ計画について、区民の方の、特に地元の方の意見を聞く会を、今年の5月の中ばに1回やりました。</p>
都市計画課長	<p>あの辺の連合町会長が、住民の方がインターチェンジのことも十分にまだ認識していない、住民の方が納得するような説明会を開いていただきたいと、今日伝えてくださいということでした。</p>
K委員	<p>前回のこの審議会でも報告いたしましたように、杉並区は青梅街道インターチェンジを善福寺地域に作ることにについては、一貫して反対をしています。したがって、住民の方のいろいろな問い合わせについても、インターチェンジを善福寺に作ることにについては、区長を初め議会の意向としても反対であるので、その旨、国と都に対して強く要請しているということを答えています。</p>
環境課長	<p>外環道の問題ですが、皆さんのお宅にもチラシで「外環ジャーナル」という、国土交通省の広報紙が配られていると思います。この中で「青梅街道にインターチェンジを設置する場合、環境への影境について」ということで、特に地下水の問題に触れているのです。インターチェンジがある場合、地上から掘り下げる開削工法によって、地下水の流れに影響を与える可能性がありますと明言しているわけです。</p>
L委員	<p>私がいちばん心配しているのは、善福寺の池の水量の問題です。現在でも善福寺川の水は、善福寺池から流れる手前の所で、玉川上流水処理場の工業処理水を、千川上水を經由したものの大部分を補給しているわけです。水量的にも非常に乏しい。インターチェンジでも地下水の流れにかなり影境を与えるということもあるのですが、大深度の工法によっても、地下水脈はかなり損害される恐れがある。</p>
環境課長	<p>極端な想像ですが、例えば善福寺池の水が全部干上がってカラカラになってしまう、という事態が悪夢のように出てくるのです。そういったことはないように最善の調査をされると思うのですが、地下水の問題、善福寺池周辺のみどりに恵まれている生態系が、完全に破壊されるおそれがあるので、インターチェンジについては杉並区から正式に反対していますが、大深度工法についても、これから厳密な検証をやっていただきたい。決して地下水が途絶えることのないように配慮をいただきたい。</p>
L委員	<p>私もからも意見は申し上げたのですが、いろいろな面での意見を集約して出しますと、その辺の力点が鈍くなるというか、非常に薄められてしまうので、審議委員としてその辺のところを特に強調していただきたいと思います。</p>
環境課長	<p>本日メモとして配付した資料、つまり先ほど申し上げた外環道にかかる環境影響評価方法書に対する意見ですが、見ていただくと分かっていただけたと思いますが、基本的には、いただいた意見をほとんど変更せずに、ほんのわずかな「てにをは」だけの修正はしましたが、基本的にはそのまま評価項目ごとに掲載しています。したがって、この形のまま意見書とするわけにはまいりませんので、若干これについても論議をしていただければと思います。今日新たにご意見をいただいて、その全体をまとめさせていただきますので、よろしく願いいたします。</p>
L委員	<p>この外環道に係る環境影響評価方法書の概要をいただいて、これについての意見を9月30日までに述べよと言われて読んでみたのですが、なんだかよく分からなかったのです。</p>

	<p>この方法書の項目などを見ますと、放5のアセスのときの環境影響評価計画書に当たるものなのかなとは思ったのですが、地下を通る道路だというのに、地上の大気、振動などを放5で測ったのと、同じようなものを調査するということがあったのですが、そもそも、地下数十メートルの所に道路などを作っているのか、安全性の問題についてはここには一言も触られていないので、それは全く別な所でやることなのかなという疑問を持ったのと、地下水の問題が非常に軽く扱われている、という印象を受けました。一体、この方法書は全体の計画の中でどのぐらいの位置を占めるものなのかに、曖昧模糊とした疑問を感じました。</p> <p>これだけの調査をすればいいと、もしここで通してしまったら、このままこれで認められて、大深度地下に道路が出来てしまうのかなと、恐ろしいことだと、まずそれだけ感想をもちました。安全についてとか、感想みたいな意見を書いたのですが、あとからいろいろ資料をいただいたりして読んでみると、それどころの話ではないなという印象を持ちました。</p> <p>杉並の地下の構造物としては、井荻トンネルを掘っていたときと、環7の地下の調水池を掘っていたときに見学に行ったのですが、井荻トンネルごときの小さなものでも、あのときに地下水が流れ入ってきて、その処理に困ったとか、逆に言えば地下水脈を断ってしまったとか、家が傾いたとかいう事件がありました。環7の地下水系は水害を防ぐために必要だということで作っているのですが、ああいう形で作ったことによって、逆に地下水がそこに流れ込んでしまって、そのまま地下水を海に直接流してしまうことになるという危惧の声も聞いたことがあるのです。いまある地下建造物のその後の結果がどうなっているかも検証しないとまずいな、という印象を持っています。</p> <p>ほかにご意見がございますか。</p> <p>全く同じ関連ですが、大深度地下の構造物というものの自体の今までの経過、検証、そこが全く表に出てきていないのがとても不思議です。それなしに方法書なんていうものを、それもとても素人の私たちには分からない中身で、この方法書をとやかく言えと言われても、とても難しく、どれを見ても信じてはいけなさそうという、そんな感じでした。</p> <p>「方法について」というのはG委員が言われたとおりで、あまりピンとこないというか、分からなかったのです。全体的な意見として、大深度ということがものすごい怖いと思いました。「交通が緩和される」とかいろいろ良いことが前に出てしまって、悪影響と言うのでしょうか、後で、作ったためにいろいろなことが出るというのは、本当にしっかり予測できるかどうかは分からないもので、何かこうすると交通が緩和するとか良いことが述べられているので、本当にそうなるのだろうかという不安がありました。もちろんいろいろ悪影響が出てこないように、本当に皆さんで考えなければならないなと、つくづく思った次第です。</p> <p>いろいろ意見が出されていて、またいただいた意見書も読ませていただきました。根本的に思うのは、環境についてということは、生殖生物だけでなく、我々人間についても言えることかと思っています。特に自動車専用道が日本に張りめぐらされてきています。その中から長距離トラックの運転手が過労気味の形で運転して、事故につながっている。これがいちばんの自動車専用道路の併害になっているという問題です。松など貴重な</p>
<p>会長 G委員</p>	
<p>O委員</p>	
<p>B委員</p>	

	<p>樹木が枯れてきているのも日本全国で表われていると思っています。</p> <p>そういう中で専用道路のあり方は、もう一度見直されるべきではないかと考えるところから、外環道を見直すべきであると考えています。そういう点で1つは外環道が計画されることになってP I協議会が作られました。P I協議会がまだ協議している間に、環境影響評価方法書を縦覧されるということは、許されないことだろうと私は思っています。そういう点では、P I協議会を全く無視した形になっていると思っています。</p> <p>もう1つは、意見の中でも書きましたが、今度の環境影響評価書のあり方について、まだ計画が実施されることになっていないし、また凍結ということは解除されていないと私は認識をしています。大臣もまたそのように言っていたということも聞いています。そういう点で解除されていないのに実施をするということ、これもまた許されないことだと私は思っています。</p> <p>もう1点は、杉並に災害用といいますが、災害時に備えた井戸が約1,200本あります。この1,200本のうちの多くの井戸も、外環の予定地点とされている周辺にもあるのです。そういう点で万が一、災害が起こった、地震が起きたとき、大深度の中で何が起こるのかという予測が全くつかないのです。</p> <p>例えば直下型地震が20 km、30 kmで起こったときに、トンネルがどうなったか分からない。ずれた、上も陥没する。40 kmだから陥没しないという保証は全くできないと私は思っています。そういう点ではこの調査そのものは外環道をつくるのか、つくらないかという前に、必要かどうかも含めて調査はきちりで行う必要がある。これは工事を行う前提ではないというのが、求められているのではないかと思います。この調査をしっかりとやって、地下水の問題、大気に対する問題もありますが、しっかりと調査を行って、その結果に基づいてP I協議会、また区民の皆さんの意見をもって、まず計画をなくすことも含めた方法が求められていると思っています。</p> <p>そういう点では、現在P I協議会が行われている。ましてや再会されたということも聞いています。杉並区としても、しっかりとしたP I協議会での意見、また検討を尊重して、そして区民の皆さんの意向も十分に検証することを求めた形での意見を述べまして、環状線の影響評価方法書は認めるわけにはいかない。しかし、実際の調査はしっかりとやるべきということを述べさせていただきます。</p> <p>同じような意見なのですが、新聞の折り込みに入ってくる「外環ニュース」を見てまして、外環に関してはP I協議会があるから安心だと実は思い込んでいました。地元の人と十分に話し合っ、白紙に戻してやっているのだとばかり思っていたので、この方法書というのは何なのだろうか分かりませんでした。8月に放5の環境影響評価書と一緒に縦覧をしていたときに、私は外環は大丈夫だろうというので放5のほうばかり見ていたのです。P I協議会が実は協議会を無視する形で、環境アセスに入ろうとしてしまっているのだということを、最近になってやっと気がついてびっくりしているところです。放5の方は、外環では初めからP I協議会という形で始めているので、むしろそれを羨ましがって、うちのほうでもああいう形で初めからやってくれればいいのにと、東京都に対して不満をもっておられたぐらいのものなのに、何かおかしいと思います。</p> <p>N委員 私は環8のトンネルの近くに住んでいます。環8は大体30mぐらい掘ったのです。地</p>
--	--

L委員

N委員

	<p>下水は東から西の方に流れてくるわけです。ですから、こちらからいって左側は地下水が上がって、右側は地下水が流れませんから下がりました。それであの辺りの壁に相当ひびが入るとか、タイルにひびが入るとか、商店の入口が 30 cm ぐらい下がるとか、いろいろ被害があったのです。</p> <p>その時、家の中を全部第三建設の人が来て写真を撮って調査をしてから、工事をしてこういうような被害が出たのであれば賠償はしてくれる。このときプライバシーの問題がありますから、家の中を全部調べることを拒んだ方がいるのです。拒んだ方は瓦が落ちようが、タイルにひび入ろうが絶対に東京都は保障はしなかったわけです。一般的な地下水、井戸は 10m ~ 30m ぐらいですが、風呂屋などの井戸は 100m ぐらい掘っている。ですから 100m 下でも、まだ地下水が流れていると思います。</p> <p>妙正寺池のそばにいまから 30 年ぐらい前に電話局をつくった。大きな地下室をつくり、そこにみんな水を汲み上げたもので、妙正寺池はカラカラになったことがあります。地下水が 1 回切れると地盤沈下をします。後から補給しても上がってきません。環 8 の所に右から左に大きなパイプを何本か通したのですが、下がった地下水は上がってきません。だから地面はそのまま下がったきりです。よほどそういうことは研究をしていただきたい。</p> <p>いま地下水の話が出ていますが、前回の審議会のときにもお聞きしましたら、地下水に関連した大深度地下ということもあるし、既存の調査、データの資料しかいま時点では東京都ということなので、それで大規模な、今までやった形ではないような形の方式を取ろうとしているのです。それは十二分の調査を地下水に関してして、それでもなおかつということが欠けているのではないかと思います。是非そこのところは十分に調査をしていただきたい。調査で大丈夫でも、実際にやってみたら駄目だと。先ほどみたいに戻らないということなので、そこは前回のときの資料を確認したときも、とてもお粗末かなと私は感じたのです。そこは事前の調査に基づいた確認で決定する形を、区にお願いしたいと思います。</p> <p>今度の外環道建設が大深度地下ということになりまして、1 m つくるのに約 1 億円というのが試算されているわけです。そういう点では概略 1 兆円ほどのお金を使う。果たしてそれがいいのかということは、経済的な問題を含めてかかわってくるということと、先ほど述べました災害時の問題、例えば地下の中で交通事故が起こったらどうなるのだ。日本坂トンネルで何回か事故がありました。それが大深度の中で、地下 40m の中で事故といたら、私らの感覚では想像ができない大惨事になる可能性があると思うのです。そういう点で P I 協議会の検討もそうなのですが、まず道路着工が先にありきという姿勢、これは国のあり方としても改めてほしいと、強く私は要望したいと思います。</p> <p>それだけのお金があるのなら、この時点でとにかく杉並区の地下水脈を徹底的に研究をして、雨水利用とか下水道の分流化をそのお金でやってほしいと思います。何分の一か、何十分の一でできると思います。</p> <p>前回私が意見を出したときは、大気質の調査に関して、井荻トンネルのイメージしかなかったのです。井荻トンネルでいま換気塔で粉じんを採っている。そこで二酸化窒素も大気の中に排出する段階で、脱硝装置を付けてほしいということ、私たちはずっと要望して、脱硝装置が付きますか」という質問を前回したのですが、自動車の排気ガ</p>
J 委員	
B 委員	
L 委員	

	<p>スの問題だけ考えていればいいというわけではなさそうなのですね。大深度地下を掘ると地質自体が空気と触れると、化学反応を起こして。前回、脱硝装置、脱硫装置と言って、脱硫装置などはいらないかと思って、実は前回、脱硝装置、脱硫装置と口走ってしまったあとで、脱硫装置などはいらないかと思って、会議記録をつくるときに訂正して、脱硝装置だけにしてもらったのです。ところが自動車の排気ガスだけが問題ではなくて、地盤自体が、地質自体が空気と触れて硫酸になってしまう、硫黄分が酸化して亜硫酸ガスが出てくるとか、酸欠の空気が出てくるとか、化学反応の問題があるということが、国の大深度地下の法律の中ではしっかり触られているということなので、それを大気汚染の測定というか調査項目の中にしっかり入れてもらわないとまずいと思いました。</p> <p>今回の私の意見書を書いた段階では、井荻トンネルのイメージしかもっていなかったのです。</p>
N委員	<p>井荻トンネルも避難口がありますが、あれの鍵はないのです。ないということは大変な問題なのです。警察や消防で1年に2、3回訓練をやるのですが、井草の森公園などの備蓄倉庫には各町会には3本ずつ鍵を預かっている。それを開けて備蓄の物を出す、井荻トンネルの避難口が所どころにあります、あの鍵は町会にも1つありませんし、商店街にもありません。だからこれは東京都が持っているのでしょうか。それでは人を助けるときにはまずいのではないですか。それは訓練の時に警察や消防にしょっちゅう言っていますが、警察、消防は東京都とは担当が違います。どんな事故が起きても災害が起きても入れません。</p>
A委員	<p>皆さんが言われていることと同じことなのです。大深度地下でやるという工法は初めて採用される工法なので、どういうことがあるか分からない。ですからその工法そのものに関するアセスみたいなものが必要なのかなということ。それは聞かれていることではないのですが、うまくないのではないかなという感じはあります。</p> <p>あとは皆様が書かれたことを読んで、これだけチェックされていればいいのかなという気がするのですが、大深度地下の話とは次元の違う話ですが、トンネルを掘ると絞り水がかなり出る、それをどう活用するかということ、これは先の話になりますが、是非プラスになるように考えたいことです。それをどう使うか、どこへ出すかもあると思います。</p>
K委員 会長	<p>水質を検査したあとですね。</p> <p>ありがとうございました。時間がまいりましたので、今日のところはこのぐらいにさせていただきます。また事務局と相談をして意見書を書き、その結果を皆様方にお伝えして、そのときにまたいただいても結構ですので、よろしいですか。</p> <p>膨大に意見を都のほうもいただいているようですが、我々も持っていて、こういったことを国と都が、どういうふうに向きに掌握し結論を出しているのかが、私は疑問なのです。こういうふうに向きに文書としてまとめるのは上手だけれども、まとめた結果をどう彼らは活すのか、その辺にちょっと不信感みたいなものを持ちます。まとめ方はうまいので、逆にそちらに危惧を感じています。</p> <p>要するに環境と事業と別に、両輪を考えていますね。ですから本来的にそれを一体的にというか、事業主が1つの会社であったならば、一緒に考えないと会社の事業はなり立たないはずなのですが、大きくなれば2本立てが許される、その辺に日本の環境アセスメン</p>

トの限界があって、環境が優先して事業を評価するのが本来なのですが、そうではないのです。事業が進んでいて、その後をフォローしていくのが日本のアセスで、その辺の体質をいつか変えないといけないと思うのです。その辺も含めた形での環境アセスの意見書的なものをどこかで謳いたいとは思っています。

それが前文になるかいちばん最後になるのか、はっきり書いておかないといけないのではないか。そうでないいろいろな環境白書だとか、アセスの国の解説書など、どんどん下に流れていって、物事を解決するようになるのです。フィードバックがないわけです。元に戻ることがないわけです。これは環境省の矢印なのですが、フィードバックがなくて、どんどん行ってしまふ。先ほど「方法書とはなんぞや」とかいう話がありましたが、方法書の前段階、先ほどのPI協議会どうこうという話なども、多少クリアした格好で下に下りてきているのです。

方法書の手続きというのがあって、ここでは「項目の設定」がいちばん大事になるようです。今日出した意見の中にも入っていますが、いま考えておられる方法書の中での項目に足りないもの、その項目がなんであるかというのが重点だと思うのです。ですから、そこで意見を言っておかないと、ここで言っていなかったのに、いまごろ何かとその段階は終わっているよというのが矢印から言える結論です。その段階は終わっているのだから、その辺は今回いちばん大事なかなと思います。それによって次の準備書に移っていくようですので、準備書で新たに項目が加わるということは難しいのかなと思います。

環境にどういう側面で影響があるのであろうと、すごくどんぶり勘定で事業主というのは考えているようなのですが、本来なら、予備調査をやって、そして、こういったことがあるのであろう。それから大深度とはどういう危惧が考えられるのか、地域性をとった場合に、どういうものがあるのかという一般論のほかに地域性が大事だと思います。それを予備調査をやって、それから事業の可否を当然考えなければいけない。

その辺の予測にはいろいろな不測事態等もありますから、方法書を書いたり、あるいは準備書などを書いている。その結果によってはノーアクションというか、工事をやらない、事業をやらない場合もあるというのが本来的な考え方です。アメリカの「NOGO」というのは、選択の1つでストップしてしまい、代替案の1つに入るのが当然なのです。その辺り、これからのアセスメント行政がどうあるべきということも睨みながら、大きな事業を考えていかなければいけないし、また、見解書も考えていかなければいけないと思っています。先ほどA副会長が言われたように、ここで問われていることはこうなのだという側面も含めなければいけないと思います。ものを申せるときには言っておかなければいけない、黙っていることはないと思います。難しさが加わると思います。

例えばの話ですが、排気所がありますし、排気筒というのをイメージとして皆さん持たれているのではないですか。ヨーロッパ辺りと全然動きが違います。施設のデザインみたいなこと、もちろんそこに大気質どうこうというのは化学的にクリアしますが、その他景観的にそこに排気所などないと、だから全面山でもつくってという時代なのです。よそから見たら、あんな所にあんなものがあるのかと。その部分に新しい景観を作る、その中のどこかに埋め込まれているようなもの、21世紀というのはそういう時代にもう入りこんでいるのです。そういうものを結集させて考えていかなければいけないと思いま

<p>緑化担当課長</p>	<p>す。今後、事務局と整理、検討をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいいたします。</p> <p>その他ということで、次回の日程を皆様方にお知らせして調整したいと思います。1月29日の午後2時から2時間あるいは2時間半とさせていただきます。ほかに事務局、何かありますか。</p> <p>少し時間をいただいて、私どもから皆さんにお知らせをさせていただきたいと思っています。今日、席上配付いたしました中に「みどりひと」と、これは『みどりの新聞』ですが、これを配らせていただきました。これは30年ぐらい前から区で発行をしています。区の職員で作っていたということもありまして、情報が一方的であったりとか、内容が単調で、画一的であるとかいった印象があったのですが、平成14年度から活動をしている「みどりのボランティア杉並」ということで、区民の皆様によるボランティアの組織ができました。そういった方々と協力をし合って『みどりの新聞』を作り始めています。</p> <p>これは今年の秋号の新聞ですが、いまではこの企画・編集から、取材、写真撮影といったことも、全てボランティアの方々によって作られているということで、内容的にも大変楽しい、面白い内容になっています。この号では明日から始まる環境博覧会の情報、「みどりのボランティア杉並も積極的参加」といったことで、自分たちのPRもかねて記事にして作ったものです。どうぞご一読していただければと思っていますので、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>環境清掃部長</p>	<p>今日は特に外環道につきまして、いろいろご議論をいただきましてありがとうございます。早急に議事録を私どもが基本的に整理をしまして、会長と相談をし、また案を作りまして、それぞれの委員にお送りをして確認をしていただくという手続きでやっていきたいと思っています。そういう形で、審議会からの答申を区長が頂戴をし、区長の意見として今月末までに東京都に出してまいりたいと思っています。また、外環道について、いろいろ動き等がありましたら、資料等を私どもが入手した場合には、それぞれの委員にお送りさせていただきますので、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>環境清掃部 副参事</p>	<p>明日から高井戸地域区民センターで、「環境博覧会杉並2003」が開催されます。楽しいイベントや展示がたくさんありますので、是非皆さんご高覧いただければと思います。よろしくお願いいいたします。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。これをもちまして第2回の審議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。</p>